

(平成25年3月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

和歌山厚生年金 事案 961 (事案 115、485 及び 712 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 37 年 8 月 21 日まで
社会保険事務所 (当時) の記録では、申立期間について、昭和 37 年 12 月 21 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかしながら、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いため、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められず、新たな事情として、申立期間当時の申立事業所における総務担当者を挙げて、再度申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

また、私は、新たな資料等はないが、脱退手当金が支給済みであるという決定に納得がいかないため、もう一度申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回の申立てに当たり、脱退手当金が支払われたこととされている昭和 37 年 12 月 21 日に、私を含め当時同居していた家族全員が脱退手当金を受給することは不可能であったことを証明する資料として、A 記録等の資料等を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 12 月 21 日に、脱退手当金の支給が決定されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 20 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正のあつ

せんは行わないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たな情報として、申立期間当時の申立事業所における総務担当者を挙げ、再度申立てを行ったことから、元総務担当者に照会したところ、当該元総務担当者は、「私自身は、当時の脱退手当金のことについて記憶しておらず、不明である。」と回答しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 22 年 4 月 14 日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給済みであるという判断に納得できないとして、3 回目の申立てを行ったものの、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 23 年 7 月 13 日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 記録並びに当時の自宅、申立事業所及び社会保険事務所のそれぞれの所在地に係る位置関係を示した地図等の写しを提出し、4 回目の申立てを行っており、同僚の脱退手当金が申立事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後に支給決定されているので、当該事情は「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）の「肯定的な周辺事情の例」に該当する旨主張している。

しかしながら、申立人の脱退手当金は、申立事業所における被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されていることから、申立人に係る事情は、「申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情」の「肯定的な周辺事情の例」に該当するものとは言えない。

また、申立人は、「平成 24 年頃、同僚から脱退手当金が支給されたとする年金記録が訂正されたと聞いた。この同僚は、既に死亡しているが、申立事業所で勤務したことがあるこの同僚の夫から事情を聴取してほしい。」旨主張していることから、当該同僚の夫に照会したものの、脱退手当金に関する供述は得られなかった。

さらに、申立人は、「申立期間の前に勤務した事業所の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていない。同事業所を退職した後、脱退手当金を受給していないのなら、申立期間の脱退手当金のみ受給したとは考えられない。」旨主張しているところ、オンライン記録を見ると、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が平成 23 年 5 月 24 日付けで基礎年金番号に統合されている。一方、申立期間当時の厚生年金保険法においては、被保険者期間が 2 年以上である女子が被

保険者資格を喪失した場合に、脱退手当金を支給できることとされているところ、上記の別事業所を退職した時点では、申立人の被保険者期間は9か月であり脱退手当金の支給要件に該当しない。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、上記の未請求となっている別事業所での被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「私の同僚は、2回、申立事業所で勤務した。2回目に同事業所を退職した際、同事業所の担当者から脱退手当金をもらったようだが、1回目に同事業所で勤務した期間が未請求となっている。また、私の年金記録を見ても、申立期間の前に未請求となっている別事業所での期間が有る。本人の委任に基づいて申立事業所が脱退手当金を代理請求すれば、このような未請求期間は生じないはずである。申立事業所では、本人の委任に基づかない脱退手当金の不正請求がなされていたのではないか。」旨主張しているが、当該同僚及び前述の元総務担当者の供述等から、脱退手当金の不正請求にまで及ぶような事情をうかがい知ることはできない。

ところで、今回の申立てにおいて、申立人は、脱退手当金が支払われたこととされている昭和37年12月21日には、申立人を含め当時同居していた家族全員が申立事業所又は社会保険事務所に出向いて脱退手当金を受給することは不可能であった旨主張している。一方、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、資格喪失した約4か月後に支給決定されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱

退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は少ないと言わざるを得ない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。